

2010年12月定例県議会

1 山川すみえ議員の一般質問

2010年12月8日

- 1 国民健康保険の保険税引下げと広域化について（知事、保健医療部長）
- 2 どの子ども安心してかかれる医療について
 - (1) 子ども医療費助成制度の拡充について（知事）
 - (2) 小児救急医療体制の整備について（保健医療部長）
- 3 県立病院について
 - (1) 県立病院の地方独立行政法人化について（病院事業管理者）
 - (2) 県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充について（知事、病院事業管理者）
- 4 高等技術専門校の拡充について（知事、産業労働部長）
- 5 住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化を（知事、都市整備部長）
- 6 住宅の確保対策について
 - (1) 県営住宅の増設について（知事）
 - (2) 高齢者向け優良賃貸住宅の普及促進について（都市整備部長）



一般質問に立つ山川すみえ議員

- 7 特別支援学校の過密解消と教育条件整備について（教育長）
 - (1) 特別支援学校の新設計画について
 - (2) 学校管理費の増額について
- 8 埼玉農業の振興について
 - (1) 県産米「彩のかがやき」など猛暑被害への対応と生産農家の救済について（知事、農林部長）
 - (2) 環太平洋経済連携協定（TPP）への日本の参加問題について（知事、農林部長）

Q 山川すみえ議員

今日はふじみ野市の皆さん、また建設労働者の皆さんがお忙しい中、私の一般質問の傍聴に駆けつけてくださいました。ありがとうございます。

それでは、日本共産党の山川すみえです。発言通告に基づきまして順次質問いたします。

最初に、国民健康保険の保険税引下げと広域化について伺います。

国保加入者の平均年収が下がる一方で、国保税の負担がますます重くなっています。所得300万円の4人世帯で年間37万円もの保険税を徴収

するというのは、もう限度を超える負担だと言わざるを得ません。そのため、各市町村の滞納額は膨れ上がり、保険財政を圧迫しております。このままですと市町村国保は立ち行かなくなります。国保税の引下げは差し迫った課題だと考えます。ところが、民主党政権は国民の願いに応えるどころか、都道府県に市町村国保の広域化等支援方針を策定させ、国保の広域化を推進するのに躍起となっております。

御承知のとおり、国保は他の健康保険と比べて平均年齢が高く、世帯当たりの収入が少ない上、

事業所の負担もありません。もともと財政基盤が弱いところをもって国が補助金を削減したため、どの自治体も一般会計からの繰入れで、少しでも国保税の負担を軽減しようとしてきました。

ところが、厚労省は広域化等支援方針に係る保険局長の通達で、「一般会計繰入れによる赤字補填分についてはできる限り早期に解決するよう努めること」と指示しています。しかし、一般会計からの繰入れによる赤字補填を止めたらどうなるでしょうか。例えば、さいたま市は平成20年に約49億円、川口市は25億円を一般会計から国保財政に繰り入れています。それをやめたら、そのほとんどを加入者がかぶらなければならないということになりませんか。埼玉県や関係者が平成21年にまとめた国保の広域化に関する研究会でも、市町村の繰入れができない場合、被保険者の負担が増えることになる。急激な負担増となる被保険者が確実に相当数出てくると報告しております。

そこで、保健医療部長に伺いますが、一般会計からの繰入金をやめた場合、加入者の国保税の負担増は1人当たりどのぐらい見込まれるのでしょうか。

さて、国保税の収納率を市町村ごとに見ますと川口市が最低で、次が八潮市、その次が草加市というふうに都市部では低く、東秩父村のような農村部が高い傾向にあります。先ほどの研究会報告でも広域連合は住民との距離が長く、小回りのきいた対応が難しくなるため、収納率の低下が懸念されると指摘されています。もし広域化ということになれば収納率が下がり、滞納者が更に増えることで、更なる保険税の引上げが必要になるというように悪循環に陥るのではないのでしょうか。

国は自民党政権時代、84年の国保法改定で国の負担率を大幅に削減した上、80年代、90年代を通して事務費の国庫負担の廃止、保険料減額措置に対する国庫補助の廃止、助産費補助への国庫補助の削減など、次々と国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、決算ベースで80年代は50パーセ

ントだったものが、2007年には25パーセントにまで落ち込んでいます。したがって、今、国保財政の危機を打開するには国庫負担率を段階的に1984年の水準に戻すことであり、福祉医療制度などに対するペナルティを廃止させることではないのでしょうか。

この点について、国に対して強く要望すべきと考えますが、知事の見解を求めるものです。

ところで、県は市町村に対して特別助成費などの県単独補助を実施してきましたが、現在も型の上では残っているものの、国から税源移譲を受けて県が負担することになった給付費に組み込まれています。それでは、本来の意味での単独事業とは言えないと思います。

東京都や京都府、群馬県などでは給付費の枠外で単独事業を継続しておりますので、本県でも単独事業に復活して市町村を支援すべきと考えますが、知事よりお答えください。

次に、どの子ども安心してかかれる医療について伺います。

まず、子ども医療費助成制度の拡充についてです。

県内の各市町村の子ども医療費助成制度が年々拡充されています。子育てにかかわる困難を一つでも軽減しようという姿勢の表れだと思います。中でも通院の対象年齢がどんどん上がっているのが特徴的です。対象年齢について4年前までは、中学生までとしている自治体は一つもありませんでした。ところが、この4年間で30もの市町が実施するようになりました。それだけ県民の要求が切実だということではないのでしょうか。ところが、県の医療費助成制度は、入通院ともまだ就学前までです。市町村段階では通院を就学前までとしているところは15自治体のみです。

県として対象年齢を中学校卒業まで拡大し、子供たちすべてが安心して医療にかかれる子ども医療費助成制度として生まれ変わらせていただきたいのですが、知事いかがでしょうか。

次に、小児救急医療体制の整備についてです。

私の住むふじみ野市は川越医療圏に属し、小児

二次救急医療体制は埼玉医科大学総合医療センターが拠点病院として担っております。しかし、埼玉医大総合医療センターは川越と比企の広大な2つの医療圏を担当しており、夜間外来が押し寄せ大混雑し、具合の悪い子供を抱えて何時間も診療を待つとか、救急隊が搬送を拒否されるなどの事態も生まれていると伺っています。夜間休日の救急外来の殺到によって、埼玉医科大学が本来担っている三次救急医療に支障を来すようなことがあってはならないと考えます。

私は、入間東部消防本部を訪ねて懇談してきましたが、二次救急医療体制の拠点病院があるとしても、同じ医療圏内にある近隣の医療機関で小児救急の輪番を確立していくことが大切だと感じております。

この点について県はどのようなお考えなのか、保健医療部長に伺います。

現在、ふじみ野市の小児救急患者の搬送先は、第1位が埼玉医大総合医療センターですが、第2位は2年前に小児科を開設したばかりの近隣の民間医療機関です。この病院が日曜日も含めて週7日間、昼間の初期救急を受け入れています。身近でいつでも開いている病院なので、救急車による搬送が急増しているとのこと。この病院からもお話を伺いましたところ、近々小児科もベッドを設けて入院患者を受け入れたいと、二次救急参入への高い意欲をお持ちでした。ただし、医師の確保が課題で、現在は募集をかけてもなかなか来ていただけないというお話でした。

県立病院から当直医を派遣するなどの支援策を是非検討していただきたいと考えますが、併せて保健医療部長よりお答えください。

次に、県立病院について伺います。

まず、県立病院の地方独立行政法人化についてです。

埼玉県新行政改革プランでは、県立病院の地方独立行政法人化の検討を平成22年度までに行うとあります。私たちは本来公立病院というものは、民間が担うことのできない不採算部門や高度医療を担う病院であり、民間経営と同じ論理の導入に

は反対の立場です。伺いましたところ、平成19年度、20年度と赤字だった病院事業の決算も、21年度は看護師の増員をして手厚い看護を実施したところ、患者数の増加により黒字に転換したとのこと。採算性に鑑みても県立病院の独立行政法人化は必要ないと考えるものです。平成18年度に全国に先駆けて独法化を実施した大阪府立病院では、医師以外の職員の待遇を大幅に引き下げた結果、5つの病院で90人もの看護師不足を招いていると聞きました。また、独法化によって手数料なども引き上げられたようです。経営を優先する余り看護師不足を招き、患者負担増を招くようでは、公立病院としての本来の使命が問われかねません。我が党は安易な独立行政法人化の道より、県直営の病院として現在の努力を継続すべきと考えます。

そこで、病院事業管理者に伺いますが、独立行政法人化に関する検討状況について明らかにしてください。

次に、県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充についてです。

我が党議員団は以前から指摘しておりますが、子供たちが入院している病棟など複数の病棟の耐震性が確保されていません。担当課の話では、病院の機能を継続しながらの耐震補強は非常に難しいということでした。したがって、県立小児医療センターについては同じ敷地内に新設するしかないと考えます。これは待ったなしの課題ですから、早急に結論を出して取りかかるべきです。

病院事業管理者より県の方針について伺います。

なお、本県には、産科と新生児科の両方の医療を診る総合周産期母子医療センターが1か所しかありません。我が党議員が以前質問した際には、大宮の自治医大病院に第二の総合医療センターになるべく努力していただいているという答弁でしたが、自治医大埼玉医療センターは地域周産期母子医療センターにこの5月によりやく認定されたばかりです。

そこで、提案ですが、胎児の集中治療設備を備えている県立小児医療センターに産科と母体集中

治療病床を併設して、総合周産期母子医療センターとして拡充を図る方策を講じるべきではないでしょうか。

建替えが検討されているこの機会に思い切った決断を求めるものですが、知事の見解を求めます。



埼玉県川越高等技術専門校を視察する山川議員

次に、高等技術専門校の拡充について伺います。

全県の有効求人倍率が低迷し、新卒者の就職内定も悪い中で、職業訓練の役割は極めて重要になってきています。先日、私は川越高等技術専門校を視察させていただきました。川越の専門校では追加募集枠7名に対して、高校の新卒者が10名も応募してきたそうです。専門校は2年コースで就職率が97.3パーセントと、きちんと学んで技術を身に付けられれば、ほとんどの場合就職できるということでした。川越の場合、電気工事科は国家資格取得のための丁寧な指導が功を奏して、高い就職率と高い資格取得率を持っています。金属加工の高度な溶接技術はアメリカなどからも技術者の派遣が企業にあり、電気工事科も電気自動車や太陽光設備、地デジの普及などで将来必ず技術者が不足する分野だというお話でした。また、木工工芸科は西川材の産地として貴重な木工技術を伝承する役割も果たしております。高等技術専門校の応募倍率は全体で1.87倍に達しており、川越校のビル管理科や木工工芸科に至っては約3倍という狭き門です。

そこで、産業労働部長に伺います。就職氷河期並みといわれる今日、希望者になるべく全員入学できるように定員枠を広げるとともに、廃止した

飯能校などの再利活用を図るべきではないでしょうか。また、この就職難の時期に約11万8,000円という授業料は余りにも負担です。授業料を従前のように無料に戻すとか、思い切った軽減策を講じるなどの対策を講じるべきと考えますが、併せて産業労働部長よりお答えください。

ところで、高等技術専門校で指導する技術は目を見張るほど高度なものです。専門校の中には、生徒や教員が実習でつくった木工や溶接など多数の作品が展示されておりますが、大変見事なものです。SLや川越の時の鐘、ゴジラや県のマスコットコバトンなど知事も御覧になったかと思います。高等技術専門校の存在をまだ知らない青年や学生も多いと思いますので、広報を兼ねてこれらの作品や県庁や県議会、出先の施設などに展示して県民にアピールしてはいかがでしょうか、知事よりお答えください。

次に、住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化をについて伺います。

国土交通省が今年1月に発表した平成21年度住宅着工統計によりますと、昨年の県内住宅着工件数は5万4,198戸、前年を24パーセントも下回りました。今、地域経済の疲弊は深刻で、多くの中小建設業者が仕事が欲しいと切実な声を上げています。こうした中で、自治体の住宅リフォーム助成制度が地域経済の活性化につながるとして注目を集めています。県内でも住宅改修に対する補助制度を設けて、地域の経済活性化につなげようという自治体が広がり、川越市や飯能市、八潮市など23市町村に上っています。例えば八潮市では10万円以上20万円未満の改修工事の場合、工事費の50パーセント、20万円以上の場合一律10万円以上を市が補助しています。

私も先日、市役所の担当者からお話を伺ってききましたが、申請受付から1か月もたたないうちに3,000万円の補助枠が満杯となり、12月議会に2,000万円の追加補正をお願いしているとのことでした。申請のあった300件近い改修工事のうち、最も多いのは畳の表替えや内装クロスの張替えといった改修で、大手の業者ではなく地元の中

小業者に仕事が回る仕組みになっています。職員は「この事業を通じて市民の方に市内の業者を知ってもらい、次の仕事につなげられれば」と話しておられました。補助による工事費の総額は1億円を超えますので、地域経済への波及効果は極めて大きいと言えます。

今年3月から県として助成制度を設けた秋田県では、支給した補助金約16億4,700万円に対して工事費総額は約252億2,500万円に上り、建築不況で苦しむ大工さんや工務店さんからも大変喜ばれているということです。

今、本県も企業誘致とか様々な経済対策を講じていますが、地域を本当に元気にするという点では、地場の中小業者の仕事確保につながるこうした事業こそ求められているのではないのでしょうか。

そこで、都市整備部長に伺いますが、県内23市町村が実施している住宅リフォーム助成制度の利用実績やその経済波及効果について、県は把握しているのでしょうか、把握しているのでしたらお答えください。また、県では住宅用太陽光発電に対する補助や住宅に対する省エネルギーフォームに対する助成、補助などを行っています。これにつけ加えて秋田県のように住宅リフォーム全体を対象にした助成制度を設けて、市町村事業の拡大を図るべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、住宅の確保対策について伺います。

住宅は生存と生活の基盤であり、格差と貧困をなくすためにも住まいの不安をなくし、安心できる居住環境を整えることが求められています。しかし、我が国の住宅政策は憲法に保障された生存権につながる居住の権利が保障されず、住宅の確保は自己責任とされてきました。中でも小泉構造改革路線の下で、公営住宅や公団、UR住宅などの公共賃貸住宅の供給から撤退し、住宅供給を市場に委ねた結果、高齢者や低所得者、子育て世代、働き盛りの若者が住居に困窮するという事態を招いているのが実情です。

そこで、県営住宅の増設について伺います。

知事は、2008年12月議会で私が県営住宅の問題を取り上げた際に、「既得権益を擁護される気

持ちも分からないでもないが、同時に幅広い公平性ということについても御理解を賜りたい」という趣旨の答弁をされました。確かに県営住宅に入居されている方は、民間の賃貸住宅にお住まいの人に比べて家賃の面で恵まれているかもしれませんが、しかし、公平性を言うならば、低所得者なら誰でも公営住宅に入れるような条件整備に努めるのが県の役割ではないでしょうか。改めて指摘するまでもなく、本県の公営住宅比率は1.4パーセントで全国最下位。お隣の東京都の4.6、神奈川県2.7に比べて余りにも整備が遅れています。また、10年前に比べ1,900戸しか増えていません。このため県営住宅の応募倍率は毎年7から8倍にもなっております。

我が党は、県営住宅については建替えを前倒して実施するとともに、民間賃貸住宅の借上げや新規建設も含めて県営住宅を大幅に増やすための対策を講じること、そして県施設の廃止や移転などで生じた未利用県有地を民間に売却するのではなく、県営住宅の建設に積極的に役立てるべきであると考えますが、併せて知事よりお答えください。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅の普及促進を図る問題です。

国では増大する高齢者単身、夫婦世帯などの居住の安定化を図るため、民間の土地所有者などがバリアフリー仕様や緊急通報システムなどの設置など一定の整備基準を満たして供給する高齢者向けの賃貸住宅に対して建設費と家賃の一部を補助する優良賃貸住宅制度を設けて住宅の供給を図っています。ところが埼玉の場合、この制度を利用している住宅は5棟の91戸にすぎません。東京都の606戸、神奈川県1,515戸の供給に比べ余りにも少ない。

私は、先日八潮市内にあるこの高齢者優良賃貸住宅を見学してきましたが、入居者が交流できる共有スペースもたっぷり確保され、全体がバリアフリー、大変快適な住環境でした。家賃は6万5,000円ほどですが、所得に応じ最大3万円の家賃補助が出ます。

そこで、都市整備部長に伺いますが、私はこの事業を2004年でもって打ち切ったと聞いておりますが、なぜ打ち切ったのでしょうか。今後、超高齢社会を迎え、高齢者の住宅困窮世帯が増えていくことが確実視されている中で、県としてこの制度を大いに活用して建築費に対する助成を含めて優良な高齢者賃貸住宅の供給に努めるべきではないでしょうか。

次に、特別支援学校の過密解消と教育条件整備について伺います。

我が党は以前から一貫して特別支援学校の教室不足の深刻な事態を取り上げて、この解決を迫ってきました。この結果、ようやく上尾かしの木特別支援学校や所沢おおぞら特別支援学校などの新設が実現しました。しかし、今年度の不足教室数は273教室、3年前より40教室も増えています。余りの教室の騒がしさに廊下にシートを引いて子供は休憩をとったり、教室をカーテンで仕切ったり、現場では涙ぐましい努力が続けられています。

特別支援学校への進学を希望する児童生徒は、増加の一途をたどっています。平成17年度からの5年間で特別支援学校の在籍児童数は4187から5,520人へと1,333人も増加しました。特別支援学校を建設しても教室不足が解消しないのは、進学希望が激増しているからです。とりわけ川口市など県南部の特別支援学校や東部地域の特別支援学校の教室不足は、我慢の限界を超えております。

教育委員会は、特別支援学校への進学を希望する児童生徒の今後の推移についてどのような見通しを立て、また273もの不足教室をどのように解消するのか、教育長よりお答えください。

続いて、学校管理費の増額についてです。

体温調整機能の不十分な子供が通う特別支援学校には、冷暖房が完備されております。ところが光熱費が足りないために、今年の猛暑にもかかわらず十分に冷房をつけることができなかったという訴えもいただいております。調べましたところ、1人当たりの光熱費や消耗品費などに充てる経費である学校管理費が、平成18年と比べて本年度

は89パーセントへと年々減らされています。そのため特別支援学校では冷房も最小限にせざるを得ないという御苦勞されています。増え続ける児童生徒にふさわしく、学校管理費について増額を図るよう改善を求めるものですが、教育長よりお答えください。

最後に、埼玉農業の振興について伺います。

8月中旬を過ぎても続いた猛暑のために、県ブランド米、彩のかがやきに白未熟粒が多発し、規格外が約8割に及んでいます。私は加須市内の農家を訪ね、その窮状について直接お話を聞いてまいりました。農家の方は、来年もこの状況が続くと百姓で自己破産する人が出てしまうと訴えられておりました。私ども、共産党も販売促進に協力し、これまでに約10トンの申込みが寄せられています。しかし、大量に売れ残っている彩のかがやきの販売促進の鍵を握っているのは、何といてもスーパーなどの大手量販店や米穀店などです。そこで、農林部長にお聞きしますが、彩のかがやきの販路拡大の現状と今後の県の対策方針について明らかにしてください。

また、生産農家に対する救済措置ですが、共済金はいつ、どれだけの範囲に幾ら下りる見通しでしょうか。現在の共済制度には、刈り取って初めて被害が明らかになる今回のような災害を救済できないという弱点を持っています。こうした制度の問題点についても十分研究した上で共済制度の改善を国に要望すべきと考えますが、併せて農林部長よりお答えください。



県の水田農業研究所を視察する山川議員(右端)

私は先日、熊谷の水田農業研究所に行ってみました。現在彩のかがやきの高温被害対策を研究されていると伺いました。是非、来年度の作付けの時期までに何らかの成果を農家の皆さんに示せるよう全力で頑張っていたいただきたいと思います。この間の農林部職員の定数削減によって、果たして研究所の体制が十分なのか大変不安に感じます。

先日、JA埼玉中央会の役員さんとこの問題で懇談した際にも、役員の方から農林部職員をあんなに減らしていいのか、減らさないようにしてくださいと強く要請されました。県はこの5年間で農林部の職員定数を211人も減らしてきましたが、若い研究者や農業技術者を系統的に育てる意味でも定数削減計画を見直して研究所や改良普及員などの定員を増やすなどの体制の充実を図るべきと考えますが、知事よりお答えください。

次に、環太平洋経済連携協定（TPP）への日本の参加問題についてです。

TPPは、商品貿易だけでなく広汎な分野について原則として例外を設けず関税を撤廃するというものです。もし我が国がTPPに参加することになれば農産物市場の完全自由化を迫られ、農水省の試算によれば自給率は14パーセントへと激減します。地球的規模での食料不足が大問題になっているときに、更に自給率を引下げ、農業を破壊するなどということは亡国の政権としか言いようがありません。TPPの恩恵を受けるのは自動車や電機など一部の輸出大企業だけであり、そのために農業や地域経済などを犠牲にすることは断じて許されることではありません。

知事は「TPPへの参加は避けて通れないだろう」と記者会見で述べておられますが、何を根拠にそのような発言をされているのでしょうか。知事は部分的な雇用効果をいうだけで、農業や環境などに与える影響について試算を明らかにしていません。北海道農政部の試算では、TPPで関税が撤廃されると北海道の損失総額は2兆1,254億円に上り、そのうち農業生産が5,563億円、関連産業が5,215億円、地域経済が9,859億円の被害

を受けると試算しています。本県としてもTPPへの参加によって本県の農業生産や関連産業にどのような影響が及ぶのか早急に試算し、その結果を公表すべきと考えますが、知事よりお答えください。

なお、農業はただ食料の供給にとどまらず、国土の保全の上でも大きな役割を担っています。農水省は、水田などの農業の洪水防止機能や土砂崩れ防止機能など国土安全機能を8兆円と試算し、TPP参加によってそのうち3.7兆円が失われると試算しております。農業の洪水防止機能などの県土の保全機能に与える影響についても試算し、この結果を明らかにするように求めるものです。併せて農林部長よりお答えください。

以上で、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手起る）

A 上田清司知事

山川すみえ議員の御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険の保険税引下げと広域化についてのお尋ねでございます。

県は、これまで高齢者や低所得者の増加により将来の負担増が見込まれることから、現行制度を前提に国の責任において確実な財政措置を行うように要望してまいりました。また、福祉医療費助成制度では窓口払いをしない場合に国庫負担金が減額されておりますが、その廃止についても求めてきました。

次に、県単独助成事業の復活についてでございますが、平成17年度から順次、市町村がメニューに応じて弾力的な活用が図れる県調整交付金への移行を図ってきたところでございます。現在御承知のとおり、後期高齢者医療制度の廃止や医療保険の一本化など制度の根幹に関わる議論がなされております。私は、単に昔の姿に戻すのではなく、将来に向かってナショナルミニマムとしての国保制度を維持するために、財政の安定化や運営主体の在り方についてきちっと県として明確に主張していくことが必要だと考えております。したがって、今後も市町村の意見を聞きながら国保

財政の安定化が図れるようにしっかり支援をしていきたいと考えております。

次に、どの子ども安心してかかれる医療についてのお尋ねのうち、子ども医療費助成制度の拡充についてでございます。

県では、昭和48年にゼロ歳児を対象に医療費助成制度を創設し、これまで段階的に対象年齢を拡大してまいりました。平成20年1月に通院の年齢を拡大し、入院・通院とも小学校就学前までといたしました。その理由は、昨日の奥ノ木信夫議員の御質問にも答弁いたしました。医療費を推計すると平均で年間、小学校就学前までがおおよそ18万7,000円で、そして小学生がおおよそ8万9,000円、中学生が7万1,000円となっている。そして若い保護者、お父さん、お母さんほど所得が低いということも考えてですね、正に子育て支援ということで小学生前までをしっかりと応援するという考え方に県は立っております。

医療費を無料にしろとか、高速道路も無料にしろ、子ども手当は増やせ、年金も増やせ、ただし保険料増やすな、道路もつくれ、増税はするな、次いでに借金もするなと、なかなかそうした議論に県としてはなかなかそれにくみするわけにはいかない。比較的47都道府県の中では良好な、厳しいなりに財政をしているということでございますので、こうしたことも御理解の上、正しく健全財政を維持しながら、なおかつ医療費のかかる小学校就学前まではしっかり補助をするというこの仕組みについても御理解を賜りたいと思いますし、今後の経済情勢などの展開によっては、また改めて御指摘いただいた部分についても分からんのではありませんので、是非そのときにまた検討させていただきたいと思っております。

次に、県立病院についてのお尋ねのうち、県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充についてでございます。

母体の救命などの集中治療については、本来の成人の集中治療ができる総合病院で対応することが望ましいものだと思います。したがって、小児の専門病院が総合周産期母子医療に対応するには、

高いハードルをクリアする必要があると思います。一方、平成22年に改正された国の整備指針では、埼玉県の新児集中治療室では150床から180床程度が必要だとしております。現在、県内における整備数が98床で、まだまだ不足しておりますので、新生児への対応についても本県の医療政策上の課題としてしっかり受け止めております。

そこで、小児医療センターの耐震化に併せ、周産期医療に関するセンターの機能の在り方を現在検討をしておるところでございます。

次に、高等技術専門校の拡充についてのお尋ねのうち、高等技術専門校の作品を県庁や県議会、出先の施設などに展示してはどうかについてであります。全く同感でございます。正しく各高等技術専門校のそれぞれの優れた作品というものをしっかりとPRすることによって、この高技専の役割というものがしっかりと見直され、そして高技専が正しく、より技術を持った技術者として世の中で活躍している、あるいは活躍できるということアピールするチャンスでございますので、それぞれの機関で機会あるごとに展示、PRに努めていきたいと思っております。

次に、住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化のお尋ねでございます。

埼玉県における住宅リフォーム市場が増改築を含めると3,000億円の規模と推計され、正しく成熟市場と言われております。こうした中、県としては太陽光発電、省エネ対策、障害者の居宅改善のリフォーム補助に取り組んでまいりました。これらは単にリフォームの支援というよりは、社会的な政策課題である環境対策やバリアフリー対策として推進してきました。また、国においても同じような趣旨から、住宅エコポイントや介護保険制度における住宅改修などの補助制度が設けられております。

今後、住宅に関する新たな政策課題が出てくれば、それに対応しながら次から次にいろんな考え方を持っていくということだと思っておりますが、単に住宅リフォーム一般に助成するという話になってくると、そうした政策誘導というよりは個人の

資産に税金の投入ということになりかねませんので、場合によっては、社会的コンセンサスは得にくいのではないかというふうに思っております。地域経済の活性化で一定の評価はございますが、やはり新規住宅なんかの利子の補給であるとか、あるいは企業誘致であるとか幅広な雇用対策などが、むしろ地域経済の活性化にはつながるのではないかというふうに思っております。

したがって、住宅リフォーム全体を対象とした助成制度については、慎重に検討すべきものではないかと、現在のところ私はそう思っております。

次に、住宅の確保についてのお尋ねのうち、県営住宅の増設についてでございます。

県営住宅は少子高齢化や所得格差の拡大などが進む中で、住まいのセーフティネットとして重要な役割を果たしております。このため2万7,000戸の県営住宅の3分の1に当たる昭和40年代以前に建築された古い住宅について建替えを積極的に進め、戸数の確保に取り組んでおります。また、民間賃貸住宅の借上げについても特に応募倍率が高く、需要の多い県南部を中心に平成14年度から現在までに466戸を供給しております。

近県における19年度から22年度までの4年間で県営住宅の着工戸数を見ましても、神奈川県は451戸、千葉県は186戸であるのに対し、埼玉県は1,990戸も着工実績を上げております。先ほど市町村の公営住宅が最下位じゃないんですが46位だという御指摘もいただいております。しかし、東京都の都営住宅や370万からいる横浜市の市営住宅、あるいは川崎市の市営住宅などと、そうした大規模の都市のない埼玉県の市町村の公営住宅と余り比較するのはいかがかなと私は思っておりますので、この点については是非御理解を賜りたいと思っております。

それから、県営住宅そのものは全国で35番目につくっておりますし、応募倍数もまだ6倍、7倍じゃないかということで言われておりますが、21年度は6.2倍で東京都の27.7倍とか、神奈川県は11.3倍に比べると比較的健闘している、こ

のようにも御理解を賜りたいというふうに思っております。

いずれにしても、新規建設や未利用県有地を活用してどんどんつくれというお話もございますが、やはり既存の県営住宅をしっかりと建替えをすることが、現在においては一番早い近道でございますので、この点について御理解も賜りたいというふうに思っております。

最後に、埼玉農業の振興についてのお尋ねのうち、県産米彩のかがやきなど猛暑被害の対応と生産農家の救済についてでございますが、県では御承知のとおり、新行財政改革プログラムで平成23年度に県民1万人に対して県職員を11人台にする目標を掲げて、最小・最強の県庁実現に取り組んでいるところでございます。

農林部においても県庁全体の職員定数を見直す中で、より簡素な効率的な組織になるように努めたところでございます。農村人口が減少しているという現況の中で、おのずから農林部の減少率が高くなるということについても御理解を賜りたいと思っております。

いずれにしても行政に求められているのは時代のニーズに的確に対応できるかどうか、そしてできるだけ選択と集中の観点から、例えば担い手育成や農地の有効活用、真に求められている課題の解決、そういったところを重点的に増員すべきだという考え方でやってまいりました。今回の彩のかがやきの猛暑被害の対応と生産農家の救済は、正に力を入れていくべき課題でございます。しかし、それが研究員が減らしたからとかという世界ではございません。実証実験や技術普及こういったものが必要なところには手厚く配置するような努力もしておりますし、今後も必要なところに人員は厚く、あるいは適切に配置していきたいというふうに思っております。どうぞ御理解も賜りたいと思っております。

〔「TPPは」と言う人あり〕

A 上田清司知事

大変失礼しました。

次に、環太平洋経済連携協定（TPP）への日本の参加問題についてでございます。

先ほど北海道の数字なども上げられました。TPPへの参加による本県の農業生産や関連産業の影響試算、これは前提条件をどうするかでも極端に数字が変わってまいります。したがって、試算を行うのであれば、品目ごとに裏付けのしっかりとした条件設定する必要がございますので、そう簡単ではありません。比較的自分たちが好む前提を用意した形での数字を上げることだったら簡単ではありますが、より客観性を求めるような形での数字の上げ方というのは慎重になるべきだと思っておりますので、数字が一人歩きすることのないように、説得力のある試算を私たちはしたいと思っておりますので、急いで出しているわけではありません。今、十分関係係局で検討させていただいておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

いずれにしても、日本農業について高い評価をしていただいていることについては、本当に感謝します。

A 降田宏保健医療部長

御質問1、国民健康保険の保険税引下げと広域化についてお答えを申し上げます。

繰入れをやめた場合の国保税の負担増についてでございますが、保険税は保険者である市町村が主体的に決定しております。保険制度を維持するためには被保険者同士が助け合う、すなわち相扶共済の理念の下、被保険者の応分の負担が不可欠であります。一般会計繰入れにつきましては、収納率の向上、医療費の抑制、事業運営の効率化と合わせて縮小を図るべきものと考えております。各保険者ごとに一般会計繰入額と被保険者数が異なるため、1人当たりの負担の増加額はかなりの偏差がございますので、一概に保険税負担額について県として申し上げることは困難でございます。

次に、御質問2、どの子ども安心してかかれる医療についての(2)小児救急医療体制の整備についてでございます。

県では地域の実情に応じて輪番制、又は拠点病

院方式により小児二次救急医療体制を整備しております。川越市に隣接したこの地域はしっかりとした二次救急医療が提供されているものと認識しており、このため当面はこの方式により小児救急医療体制の維持を図ってまいります。

次に、この地域の民間医療機関が新たに二次救急に参画することについてですが、小児科医師の確保のほか輪番制を確立するには二次救急医療を担える複数の病院が必要になることなど大きな課題がございます。このため、この病院が将来的にどのように小児医療機能を強化し、医師の確保を図るかなどを見極めながら対応していきたいと考えております。

A 名和肇病院事業管理者

御質問3、県立病院についてお答えを申し上げます。

まず、(1)県立病院の地方独立行政法人化についてでございます。

現在、約200ある都道府県立病院のうち、12都府県の31病院が地方独立行政法人化しております。これらの病院の多くは地方自治体の直轄から独立行政法人に移行しております。一方、埼玉県におきましては、平成14年度から地方公営企業法の全部を適用して経営改善に取り組んでまいりました。その結果、公営企業としての成果も上がっておりますことから、今後も独立行政法人化することによるメリット、デメリットについても検討していきます。検討に当たりましては、三次医療機関として地域医療を支え、県民サービスの向上と効率的な経営を進めるという観点から考えてまいります。

次に、(2)県立小児医療センターの耐震化と総合周産期母子医療センターへの拡充についてでございます。

小児医療センターは昭和58年のオープンで、鉄筋4階建て、延べ床面積2万6,000平方メートル、病床数300床の小児専門病院でございます。竣工から27年が経過し、施設が老朽化しており、耐震性がやや劣ることが判明しております。患者が

入院されている病棟部分を中心に全体の約半分の建物について耐震化が必要でございます。

耐震化につきましては、仮設病棟をつくり耐震化を行う手法や新たな病棟を整備する手法がございます。現在、入院患者への工事の影響や整備コストなどを含めて検討を進めております。

A 松岡進産業労働部長

御質問4、高等技術専門校の拡充についてお答えを申し上げます。

まず定員枠の拡大と廃止した飯能校の再活用についてでございます。

職業訓練科目は大きく分けてものづくり系とサービス系の2つに分かれますが、応募倍率はものづくり系が約1倍から3倍、サービス系が約1倍から3.5倍となっております。特殊な機器や設備を使う科目は大幅に定員を増やすことはできないが、民間でできるものは民間に委託し、柔軟に対応しております。

旧飯能校につきましては、地域産業の実情や県民の利便性などを踏まえ、平成15年度から始まった高等技術専門校の再編整備により見直しを行ってまいりました。旧飯能校は平成16年度から川越校の分校とし、平成20年度をもって分校を廃止いたしました。その特色であった木工工芸科は川越校に移管され、現在も訓練を続けております。

今後も現在の6校1分校において地域ニーズを踏まえた職業訓練を行うとともに、応募者が定員を超える訓練科目につきましては民間教育機関も活用し、求職者のニーズに応じてまいります。

次に、授業料の減免についてでございますが、離転職者の多い1年未満の短期の訓練はすべて無料で実施しております。一方、スキルアップのための1年以上の訓練につきましては、受益者負担の原則により平成17年度から有料としております。ただし、生活保護を受給する家庭など特別な事情のある方については、減免の制度を設けており、現在48人の生徒が授業料の免除を受けております。訓練期間の違いなどから単純に比較はで

きませんが、平成22年度の総訓練定員5,742人のうち約9割の生徒は無料となっており、既に負担の軽減は図られているものと考えております。

厳しい雇用情勢が続く中、離転職者やスキルアップを目指す若者たちが1日でも早く希望の職に就けるよう、今後も必要な訓練をしっかりと実施してまいります。

A 吉村直樹都市整備部長

御質問5、住宅リフォームに対する助成で地域経済の活性化をについてお答えを申し上げます。

まず、県内の23市町で実施している住宅リフォーム助成制度の利用実績についてでございます。利用件数といたしましては、平成21年度の実績は20市町合計で1,450件、補助金の総額といたしましては合計1億270万円ほどとなっております。

また、経済波及効果につきましては、この助成による事業誘発効果を各市町におかれては確認されておりませんので、現段階では算出することができません。

次に、御質問6、住宅の確保対策についての(2)高齢者向け優良賃貸住宅の普及促進についてお答え申し上げます。

高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、平成11年度に国の制度化に伴い、県と市町村が賃貸住宅を整備する事業者に対し助成する制度としてスタートいたしました。しかし、家賃補助について市町村の財政的負担が長期にわたって発生するため、市町村からの要望もなくなり、平成16年度に県の補助制度は廃止したものでございます。

このように長期的に市町村の財政負担が生じる住宅制度は、市町村に受け入れてもらうことはなかなか難しい状況でございます。現在、国において高齢者向け優良賃貸住宅や有料老人ホームなど国土交通省と厚生労働省にまたがる複雑な制度について、一元化への見直し着手したとのことでございます。

今回の見直しでは、高齢者向けの賃貸住宅を整備する事業者に国が建設費を直接補助する制度や、情報一元化のための新たな登録制度の創設など、

高齢者向け賃貸住宅の幅広い供給促進策を検討していると聞いております。県としてもこうした制度の見直しの方向を見定めて、優良な高齢者向け賃貸住宅が供給されるよう努めてまいります。

A 前島富雄教育長

御質問7、特別支援学校の過密解消と教育条件整備についてお答えを申し上げます。

まず、(1)特別支援学校の新設計画についてでございます。

本県における特別支援学校の児童生徒数につきましては、国立社会保障・人口問題研究所から出されているデータなどを基に推計しております。現時点では平成29年頃まで増加傾向が続き、その後緩やかに減少していくものと見込んでおります。県ではこれまで南部地域、西部地域の対策に取り組み、さらに来年4月には北部地域に深谷はばたき特別支援学校を開校するなど、順次特別支援学校の教室不足対策を進めてまいりました。また、東部地域の肢体不自由特別支援学校への対策として、病弱の児童生徒を対象としている蓮田特別支援学校に肢体不自由教育部門を設置してまいります。

議員お話しのとおり、東部地域や川口市内にある知的障害特別支援学校は過密の状況であると認識しております。このため教室不足の解消に向け鋭意検討を進めております。県といたしましては、今後とも障害のある子供たちが安心して充実した学校生活を送れるよう教育環境の整備を図るとともに、教室不足の解消に努めてまいります。

次に、(2)学校管理費の増額についてでございます。

特別支援学校の光熱費や消耗品等に使われる1人当たりの需要費の予算につきましては、平成18年度の約11万7,000円から、平成22年度には約10万4,000円と約1割減少しております。しかしながら、特別支援学校全体では平成18年度の約5億2,500万円に対し、平成22年度には約5億8,500万円と増額しており、1校当たりでもほぼ同水準を維持しております。厳しい財政事情の

中、各学校では児童生徒の学習環境を維持することを最優先としていろいろな工夫をして節約に励んでいるところでございます。

冷房などの空調の費用につきましては児童生徒の健康に直接関わる部分でもございますので、天候の影響などにより予算に不足が生じた場合には、毎年度各学校からの相談に応じて別途措置しております。

特別支援学校の管理につきましては、必要となる予算を最優先で確保してきたところでございますが、今後とも所要の予算確保に努めてまいりたいと存じます。

A 西崎泉農林部長

御質問8、埼玉農業の振興についてお答え申し上げます。

まず、(1)県産米の彩のかがやきなど猛暑被害への対応と生産農家の救済についてでございます。

規格外となった米の販売は過去に経験がなく、それを大量に売ることができるのか大変危惧しておりました。このため大手量販店や米穀小売業者などへの規格外米の取扱いをお願いしてまいりました。また、量販店や各種イベントの場などで知事が先頭に立って試食販売を行い、味に遜色がないことを実際に味わってもらうなどPRに努めました。そうした結果、彩のかがやきを新たに取扱うことを決めてくれた店舗も増え、常時購入ができる店舗数が563、期日限定の特別販売も含めると約830店舗となっています。現在も大手のスーパーやデパートから新たに取扱いたいという相談が寄せられています。

全農埼玉県本部からは、規格外の彩のかがやきは順調に販売見込みが立ってきていると聞いております。今後も県民の皆様に一層の御支援をいただけるようにしながら、関係団体と連携して販売促進に努めます。

次に、共済金の見直しについてですが、共済金については刈り取り前に被害申告がされた約4,300件、面積で590ヘクタールが対象となります。共済金額については、今回の高温障害による

品質低下を減収量とみなすこととされた中、農家ごとの算定作業が行われているところです。支払いについては、年内を目途として作業が進められております。

また、収穫後の申告では共済金の対象とならないという共済制度に関して、10月27日、知事が直接農林水産大臣に共済適用できるよう要望を行ったところです。

次に、(2)環太平洋経済連携協定(TPP)への日本の参加問題についてです。

農業の県土保全機能は、水田をはじめとする農地において農業生産が行われることによって継続して発揮されるものです。したがって、県土保全機能への影響を試算するには、農業生産への影響の試算が前提となります。その試算については前提条件をどう設定するか、それによって結果が大きく変わってまいりますので、埼玉農業の実態に即した客観性のある影響試算がどうすれば可能か検討いたします。

Q 山川すみえ議員(再質問)

それでは、再質問を行わせていただきます。

住宅リフォーム制度についてです。

知事のお答えでは、慎重に検討するとおっしゃっていただきましたので、その検討する中に、個人財産だというような問題もあるということをおっしゃっていました。そこで、国土交通省住宅局住宅生産課の住宅振興室長の方が、9年の12月に意見交換会の中で全建総連の質問にこう答えていらっしゃいます。まず質問は、「少くない地方自治体で個人財産に対する公費の投入に否定的な考えがありますが」というふうに質問したのに対して「国土交通省は、住生活基本計画、全国計画にも記載があるように単に個人の私的財産と考えているのではない。都市や街並みの重要な要素として環境に大きく影響を及ぼし、社会性を有する。従来個人資産に公費を投入しづらいという考えがあったが、今は一般的と決して思わない」と答えていらっしゃいます。

また、私が言うまでもなく日経連が今年3月に

発表した提言「住生活の向上につながる成長戦略を求める」の中で「住宅は人々が日々の生活を営み、良好な街並みや地域コミュニティを形成するのに不可欠であり、個人資産にとどまらない社会的資産である」というふうに書かれてあります。

今日の新聞「赤旗」によりますと、山形県は実施に向けて全市町村から聞き取り調査をしている。できるだけ利用しやすいものにしたいと、山形県でもこの準備を進めているようです。秋田の知事は、お金の地域循環が大切とこの事業を開始しました。もう埼玉県は既にやっているところもありますから、こういう意見も検討内容の中に入れていただきまして、もう一度お答えを願いたいと思います。

もう一つは、小児救急の問題です。

ふじみ野市内の管轄の中で、新しい病院が輪番の救急を引き受けたいという構想を持っているというお話をしました。しかし、こういう意欲のあるところに対して、県が支援するのは当然なことだと思うんですよ。救急隊は地域医療、医療圏内の医療機関でやりたいと言っていますし、私もそう思うんです。取り上げた民間病院は、2年半後にはベッドも確保して小児二次救急を引き受けたいという構想をお持ちだ。是非地域の医療の充実の観点からも支援を考えていただきますよう、再度御質問を申し上げます。

以上です。

A 上田清司知事

山川すみえ議員の再質問にお答えいたします。

国土交通省のさる室長の見解で、住宅も良好な街並みだとかそういう過程になっていけば、個人の資産ではなくて全体の資産であるというそういう考え方にも立てるといようなお話、全くそのとおりだと思っております。したがって、私たちはこれからの環境政策を先取りする形で、太陽光発電の補助率は東京都に次いで2番目、そしてその設置の数は全国で3番目に進んでおりますし、そしてまた環境対策にとどまらずバリアフリーだとか、少子高齢化対策につながるようなことに関

しては一石二鳥、三鳥にもなるという形で、正しく全体の資産につながるというような考え方でやっているものを行っているところでございます。

ただ、残念ながら今市町村で行われているものは少額補助でございまして。したがって、申請やあるいは詐欺なんかの防止に基づく検査などで手間もかかりますので、広域自治体である県にはちょっとなじみにくい、やるとすればやはり市町村の話なのかなというふうに思っております。

また、おのずから現在行われている畳、ふすま、こういったもの張替えとかという話は、全体の資産にはつながりにくい。やはりこれは街並み全体をそろえるというときに、例えば川越みみたいな蔵造りの街並みであればフロントの部分だけでもそういうものに合わせていくとか、そういう全体の街並みに対して個人資産に対しても補助をするというのがやはりなじみやすいもので、内側のものに関しては、それはもう市町村のいわば一種の生活支援みたいな形での助成制度なのかなというふ

うに私は思っておりますので、そういう視点で今一度こうした御指摘もありましたので、担当のところではなじむものかなじまないものか改めて、私はそういう考え方を持っていますが、担当部局でも検討させていただきます。

A 降田宏保健医療部長

山川すみえ議員の御質問2、どの子も安心してかかる医療についての(2)小児救急医療体制の整備についての再質問にお答えを申し上げます。

具体的にはこの民間医療機関からまだ相談がございませんが、小児二次救急医療を行うためには、入院が必要な重症の小児患者に対応可能な小児科医師等の確保が必要になります。このためには、小児科医を常勤で複数確保する必要があります。意欲だけでなく、自らの医師確保の状況などを十分確認させていただいた上で、必要な対応を図っていきたいと思います。

2 議員提出議案「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例」に対する 柳下礼子議員の質疑

2010年12月13日

Q 柳下礼子議員

日本共産党の柳下礼子です。日本共産党県議団を代表し、議第37号議案「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例」について、提案者に質疑いたします。

7月25日に秩父山中で起きた防災ヘリコプターの墜落事故は、誠に痛ましい事故であり、人命救助に当たっていた防災航空隊員や機長、副操縦士ら5人の尊い命が失われたことは極めて残念でなりません。

今回の条例提案は、こうした事故の再発防止のために万全の対策を講じる必要があるという理由で提出したという提案者の御説明でしたが、幾つか疑問点がありますので提案者に質問いたします。

最初に、なぜ条例化なのかという問題です。条

例案を読んでみましても、正直申し上げましてこれで再発防止になるのか大変疑問に思いました。防災航空隊の緊急運航につきましても、現在、埼玉県防災航空隊運営管理要綱と埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領に基づいて運用されていますが、現在の要綱や要領ではどのような不都合があるのでしょうか、具体的に御説明ください。

第二に、条例では第9条で知事に帰投命令又は活動停止命令の権限を与えていますが、なぜ知事にこのような権限を与えたのでしょうか。遭難や災害の現場の状況、気象条件等を見て航空機の安全を確保できるかどうかは、実際現場にいる運航指揮者にしか判断できず、知事にこうした権限を与えることはむしろ柔軟な対応を妨げ、的確な判断を誤ることになるのではないのでしょうか。現在の

緊急運航要領では、隊長にその権限を与え、隊長が出場要請団体と連絡をとった上で直ちに帰投命令又は活動停止命令を発するようになっていますが、このほうが適切かと思われませんが、提案者の説明を求めます。

第三に、防災ヘリコプターの適正な運航の確保や山岳遭難等の発生の抑止の観点から、附則において、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用の遭難者等による負担及びその他の必要な方策について早急に対応するよう規定したとの説明であります。遭難者等による費用負担が適正な運航の確保や山岳遭難等の発生の抑止にどう結びつくのでしょうか。また、費用負担について山岳遭難に限定した理由はなぜでしょうか、分かりやすく御説明ください。

第四に、条例案では、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用を遭難者等に負担させるとありますが、遭難者の過失のいかんを問わず費用負担をさせるお考えなのか。条例案では、この点について触れていませんが、なぜでしょうか。

第五に、遭難者等の費用負担について、本則ではなく附則に今後の対応として盛り込んだ理由について、法制度の整備がなされていないことや、費用を徴収しない他県との整合性など検討すべき課題があるからだという趣旨の御説明でしたが、遭難者等から費用負担を徴収することについて、現行法制度の上でどのような障害があるから取りやめたのでしょうか。また早急に対応するとありますが、どのくらいの期間をもって早急というのでしょうか。

第六に、遭難者等から負担を徴収するとなると、本県における山岳スポーツ・レクリエーション活動の抑制につながるおそれはないかという問題です。本県には、奥武蔵や秩父などの西部山岳地帯があり、県内はもちろん首都圏などから多くの登山者やハイカーが訪れています。そうした登山客やハイカーが山岳で遭難した場合、後で救難救助に要した費用を負担しなければならないとなると本県における山岳スポーツ・レクリエーション活動の萎縮をもたらし、観光客を遠ざけることにな

らないでしょうか。提案者は、この点についてどうお考えでしょうか、以上、提案者よりお答えください。

以上です。

A 長沼威議員

柳下礼子議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

まず防災航空隊の運営管理に関する要綱・要領があるにもかかわらず条例化する理由ということでございますけれども、現行の要綱・要領でおおむね定められてはおりますけれども、現状では規定の関係が非常に複雑であり、今後の市町村消防への適切な支援のためには、基本的な事項を条例で明確に規定するとともに、新たに総合運航規程の制定等を義務付けることが必要だと考えるからであります。

それから、知事に防災航空隊に対する帰投命令権を与えている理由ですが、条例においては執行機関である知事に対し、防災航空隊への帰投命令や活動停止命令を発することを義務付けて権限を明確にしているわけでございます。そして、知事は、必要に応じて部下である防災航空センター所長等に命令の権限を委任することができるものと考えております。

それから、防災ヘリプターの適正な運航の確保と遭難抑止を図ることと、山岳遭難者に費用負担を求めることとの関係についてですけれども、仮に登山者がいつでも無償で救助してもらえるとそういう安易な考えで無謀な登山をして、その結果、遭難するというようなことがあるとすれば一定の抑止効果があり、適正な運航につながるものと考えます。

それから、費用負担を求めることを山岳遭難に限定した理由ですけれども、防災ヘリコプターの本来の使用目的であります災害救助は当然除外をされております。登山は、自らの意思で危険の伴うところに行くわけでありますから、そこには当然自己責任が問われてしかるべきであります。特に危険性が高い山岳遭難に限定したというのも、

そういう理由からであります。

それから、遭難者の過失の有無を問わずに費用負担をさせるのかということでございますけれども、条例には規定しておりませんが、遭難者の責めが大きい場合には費用負担を求めるべきと考えております。これについては、今後の対応の中で検討、精査されるべき事項と考えます。

それから、費用負担について現行制度でどのような障害があるのかと、またどのくらいの期間をもって早急ということでございますけれども、現行の消防組織法や地方自治法では防災航空隊による救助に要した費用の徴収をすることは想定されておられません。したがって、法的根拠についてはまだ様々な意見があり、また意見も分かれるところであります。

また、早急にとの意味するところは何かということですが、例えば費用の負担については関係機関との調整や国への制度整備の提言、また県の制度の整備など様々なものが考えられます。その他の方策としても安全な登山に向けた啓発、登山保険の加入の指導など様々なものが考えられます。これらの方策の内容に応じて必要な期間もそれぞれに異なってまいりますので、したがって早急にとはそれぞれの方策についてできるだけ早くということで、期限が不確定であるということだと考えております。

また、本条例の意図するところはということでございますけれども、無謀で安易な登山による山岳遭難や事故を防止することにあることは当然であります。したがって、直ちに御心配のようにレクリエーション、あるいは山岳スポーツ等の抑制につながるおそれはないと考えております。

以上であります。(拍手起こる)

Q 柳下礼子議員

再度質問いたします。

特に私が質問したいのは、先ほども自民党の県議の質問の中で、スポーツの振興ということが言われておりました。この中で、スポーツは楽しい、65歳以上は埼玉県では1位というのがありまし

た。特に中高年者がスポーツをする場合に、誰もが遭難することを前提にしては山には登りません。ですから当然、準備をしたり、訓練をしたりするというふうに思うんですね。

そこで、お聞きしますけれども、遭難者の過失のいかんを問わず費用負担をさせるというこの質問に対して、いつでも救助してもらえるんだというふうに考えると安易な登山になっちゃうと思うんですけども、私が今話したように遭難者等の責任に帰する遭難か、そうでない遭難か、判断する場合には、誰がどのような基準で判断するのか。危険なところに行くにしても自己責任が当然あるんだとおっしゃるんですけども、これについては自分自身の体力の問題やあるいは客観的な条件の問題とかいろいろあると思うんですね。ですから、この判断というのは大変難しいと思うんですけども、この点についてどう考えるのかということですね。

それから、もう一つ、二点目ですけども、資力のない方が年金者だとか、あるいは生活保護を受けている方だとか、この方が登山をした場合、そして遭難した場合に支払い能力がなかったら安心してスポーツもレクリエーションも楽しむことができないというふうに考えるんですけども、この点についてはどう考えますか。

以上、2点お願いします。

A 長沼威議員

質問がだらだらとして、ちょっと最初が意味が分からなかったんですけども、いつも無償で救助してもらえるというような安易な考えで登山をしている人はいないというような質問だったんですかね、最初がちょっと分からなかったです。

〔何事か言う人あり〕

A 長沼威議員

質問は分かりました。そういう私たちは、常識的にですね、そういう事態に陥りやすいというふうに考えているわけであります。

それから、誰がどのように判断するのか難しい

ということでございますけれども、これは今後の対応の中で考えていくことであります。

それから、資力のない人が登山した場合にということでございますけれども、常識的に資力のな

い人、困窮している人は余り登山なんかしないんじゃないかと、そのように思っております。

以上であります。(拍手起こる)

3 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑 (要旨)

2010年12月15日

◆福祉部関係

Q 柳下礼子議員

- 1 奥武蔵あじさい館条例第1条にあるとおり、同館は、高齢者、障害者及び母子に対し、レクリエーションその他休養のための便宜を供与し、その健康の増進と世代間交流を図るための施設であり、普通の宿泊施設と違い福祉的摘施設であることから、今後もこの設立目的に沿ってさらに充実させていくべきである。自主事業も頑張っている。奥武蔵あじさい館の整備等に対して飯能市も費用負担をしている。雇用の問題もある。利用者の評判も良く、地元も存続を希望している中で、1年間で民間譲渡を含めて結論を出すというのは、福祉の後退につながるのではないか。

〈埼玉県母子福祉センター条例の一部改正について〉

- 2 母子家庭が増えているが、県内の世帯数を教えてほしい。
- 3 母子福祉センターを県の直営にする理由は何か。
- 4 母子福祉センターの業務内容と平成21年度の業務実績について教えてほしい。
- 5 県内4か所の福祉事務所に母子福祉センターが置かれるが、今後の相談体制はどうなるのか。

A 福祉部長

- 1 例えば、利用料金については、奥武蔵あじさい館が1泊2食付で7,830円であるのに対し、近隣施設では、秩父市の星音の湯ばいえるが

8,800円、せせらぎ荘が8,700円、長瀨町のグリーンホテルが8,400円、養浩亭が7,000円と、同館とあまり変わらない料金設定となっている。

同様の設立目的を持っていた長瀨町の白鳥荘も民間譲渡を行ったところであり、県が宿泊施設を運営するという役割は薄らいでいると考えている。

飯能市が負担した費用の問題については、市とも協議を続けているが、水道施設等については、同館のためだけでなく、地元の住民のための負担も含まれている。

あくまでも事業を存続するという前提でしっかり取り組んでまいりたい。

A こども安全課長

- 2 県内の母子世帯数は、約79,000世帯である。
- 3 母子福祉センターは、生活相談や就業相談などを行い、母子家庭の自立を支援している。また、県の福祉事務所においても、生活保護や介護保険業務のほか、母子寡婦福祉資金の貸付業務や生活相談などを行っている。このように母子家庭の自立支援については、2つの機関が類似する業務を行っている現状にあった。このため、母子福祉センターの今後の運営のあり方について検証を行った。サービス面については、4か所の県福祉事務所に母子福祉センターを置き、生活相談から母子寡婦福祉資金の貸付業務や就業相談などの幅広いサービスをワンストップで提供することが可能になると判断をした。コスト面については、一体的に業務を行うことにより、約1千万円の運営コストの削減が図ら

れる。このように、サービスとコストの両面で指定管理より直営の方がメリットが大きいと判断した。

- 4 母子福祉センターでは、生活相談、就業相談及び法律相談を実施している。相談件数は、全体で約5,000件である。内訳は、生活相談が約2,700件、就業相談が約2,200件、法律相談が約100件である。この他に、子育て支援セミナーや就業支援講習会を実施しており、大変喜ばれている。
- 5 母子福祉センターで働いている母子寡婦福祉連合会の相談員が培ってきた相談業務のノウハウは、非常に貴重な財産であり、相談員の方々には、今後も継続して相談業務に従事していただきたいと考えている。また、福祉事務所の相談員にも、母子福祉センターで研修を行うなどして、新しい体制においても円滑に相談業務が行えるよう努めてまいりたい。

Q 柳下議員

- 1 奥武蔵あじさい館の建設に当たっては、飯能市も負担金を払っているが、具体的にはどのようになっているのか。
- 2 民間に譲渡した場合、同館の設立目的や減免制度など福祉の側面は引き継がれるのか。民間は利潤追求であり、福祉的な目的を持ったこの施設を本来の目的どおり運営していくことは難しいのではないかと。県が運営する役割は薄らいできたというがそうではない。長引く不況の中、高齢者、障害者及び母子世帯の暮らしの実態は大変な状況である。
- 3 母子福祉センターについて、今まで相談業務に従事してきた母子寡婦福祉連合会の相談員を含め、職員が職を失うことがないようにしてもらいたい。業務はすべて引き継がれるということでのよいのか。

A 福祉部長

- 2 民間宿泊施設でも、高齢者及び障害者に対するサービスは向上してきており、奥武蔵あじさい

館でなければできないということはない。宿泊施設としての継続を前提に飯能市と協議をしていく。

A 高齢介護課長

- 1 奥武蔵あじさい館の建設に当たっては、飯能市との協議の結果、用地購入相当額5億8千万円を負担していただくこととなった。この額から、市が別途負担していた道路整備の工事費8千万円を控除し、さらに、給水設備工事費5億5千万円のうち県負担分である3分の1を控除した残り3億円について、平成7年度から平成9年度にかけて毎年度1億円ずつ寄付金として納めていただいたものである。

A こども安全課長

- 3 母子福祉センターの相談員については、引き続き相談業務に従事していただきたいと考えている。現在母子福祉センターで行っている業務については、すべて福祉事務所に引継ぎ、県民サービスが低下しないようにする。

Q 柳下議員

飯能市議会の全員協議会でも、県が「指定出資法人あり方検討委員会」の報告に基づき民間譲渡を検討していることが報告されており、地域住民も危惧している。民間譲渡してしまうと、施設設置目的が達成できなくなるのではないかと。

A 福祉部長

宿泊施設の存続を前提に考えていく。民間譲渡ありきではなく、飯能市への無償譲渡を含めて、いくつもの選択肢について幅広く検討していく。

◆保健医療部関係

Q 柳下議員

医療施設耐震化基金積立金について、対象となる病院はどこか。

A 医療整備課長

今回の積立基金により補助対象となる病院は、所沢市で産科医療を行っている瀬戸病院である。

Q 柳下議員

瀬戸病院のほかに県内で耐震化が完了していない病院を把握しているのか。把握している場合、どのような対策を講じているのか。

A 医療整備課長

県内すべての病院に対し、平成22年10月に耐震改修の状況調査を実施した結果によれば、新耐震基準をすべて満たしている病院が60.3%、新耐震基準を一部満たしている病院が23.9%、全く新耐震基準を満たしていない病院が2.6%、耐震診断そのものを行っていない病院が9.5%であった。

耐震化が完了していない病院に対しては、毎年、耐震改修の状況調査を行っていく中で、県の耐震診断に関する補助制度を活用するよう働きかけている。今回の基金積立は国の交付金によるものだが、県の通常メニューの補助金等も活用しながら、耐震化を進めるよう、県内の病院に対し働きかけていく。

〈議案に対する討論〉**柳下礼子議員**

1 第156号議案に、反対の立場から討論する。

奥武蔵あじさい館の指定管理者の指定については、「指定出資法人あり方検討委員会」で「県が宿泊施設を設置する必要性に乏しいことから民間への譲渡を検討すべき」としていることから、それを受けて指定管理期間を1年間とし、その間に民間譲渡に向けて検討するようなものであり反対である。

奥武蔵あじさい館は、奥武蔵あじさい館条例第1条にあるとおり、単なる宿泊施設ではなく福祉的施設であり、民間譲渡しないで欲しいということが利用者及び市民の願いである。長引く不況の中で、高齢者、障害者及び母子世帯の

暮らしの実態を考えれば、今、県がやるべき事は、同館を譲渡するための検討ではなく、条例に沿ってその目的を達成するために利用者の声を聞くことではないか。不安をかき立てるような、民間譲渡を前提にした1年間の指定管理期間の設定には賛成できない。

2 第136号議案に、賛成の立場から討論する。

埼玉県母子福祉センターの条例改正は賛成だが、埼玉県男女共同参画推進センターとの連携など、都市部での充実をしっかりやって欲しい。

〈行政報告に対する質疑〉**「埼玉県市町村国保広域化等支援方針（案）について」****Q 柳下議員**

1 平成21年3月の「国保の広域化に関する研究会」の報告では、一般会計からの繰入れを止めた場合、確実に保険税の負担増になるとされているが、どのくらいの負担増になるか試算はあるのか。

2 研究会の報告書について市町村へのアンケートを実施したとのことだが、その結果を見ると市町村は苦悩していることが分かる。広域化に反対する市町村は2割だが、被保険者数で見ると全体の4割を占めている。また、賛成した市町村は8割であったが、条件付きで賛成といったものもあった。それはどのような条件だったのか。

3 目標とする収納率の設定を89%から92%としているが、県が決めた目標値を達成するために、市町村に過激な徴税活動を押し付けるおそれはないのか。

4 国保税の負担は限界を超えていると感じる。国保税に係る納税緩和などについて、県や市町村で研究会を設置するとのことだが、どのような研究をどのような目処で行うのか。

A 国保医療課長

1 保険税そのものについて試算をしたわけではない。単純に一般会計から繰り入れている額を被

保険者数や世帯数で割ると、1人当たりの負担額が大きくなるということであるが、赤字の解消については保険税だけに転嫁するものではなく、収納率の向上等で対応していくものである。

- 2 研究会の報告書を各市町村に送付しアンケートを実施した結果、8割の市町村から賛成をいただいたが、半分が条件付きであった。政府の方針転換により、後期高齢者制度を廃止する流れがある状況のため、しばらく国の動向を見るべきとの留保条件であった。また、反対している市町村からも同様の意見があった。
- 3 現在356億円を一般会計から繰入れているが、現在の県平均収納率は86%であり、これを1%上げるだけで21億円上がる。仮に14%上げ収納率が100%になった場合には、294億円上がるので大半の赤字は解消することになる。

一般会計からの繰入れは通常赤字と言われるが、地財法で認められている制度であり、その時々々の保険財政の状況に応じ、首長の判断で議会の承認を得て行っていることから、保険財政の調整機能としての役割を果たしているものと認識している。

いずれにしても、市町村の自主的な判断によるものであり、県からの押し付けということはない。市町村職員が大変な苦勞をして徴税事務に当たっていることは、十分に認識している。

例えば、滞納された方について、短期保険証を交付することを促し、頻繁に被保険者と会う機会を設け納税相談を数多く行うなど、単純に取り立てるだけでなく様々な工夫を行っている。

- 4 税金を賦課したもののこれ以上取れないような人に対する処分停止の制度や、風水害や家業の廃止などの場合の減免制度及びその他軽減措置などに対応するためにシステム改修等が必要な場合、それぞれの市町村で個別に対応していくよりは広域化を図っていくほうが効率的な側面がある。このように、広域化を図ることで効率化を図ることができるような課題等について研究していく。

Q 柳下議員

- 1 後期高齢者制度廃止の受け皿というが、今急いでやらなくとも、国の動向を見るべきである。そもそも75歳で区切ること自体が差別であり本制度には反対であるが、本制度を廃止することと国保の広域化を合わせて考えることには問題がある。

市町村でやみくもに一般会計から繰入れているところはない。医療費そのものを減免していないところもあることから、もっと減免制度を活用させることが大事ではないか。

- 2 今の国保は社会保障の重要な役割を担っている。健康診断も、最近では特定健康診査・特定保健指導が中心となり、本来の健診自体の中身が貧弱となっていることから膀胱がんも発見できないような状況である。県としてもっと助成すべきである。
- 3 徴収についても、減免制度の活用など抜本的な指導をすべきである。356億円の繰入れを県が肩代わりするのか。そのまま保険税に転嫁されれば保険税の値上げにつながるのではないか。
- 4 広域化すれば、保険税が確実に上がるというのが、市民の不安である。そもそも、国の補助率が下がったのが原因である。段階的に元に戻してもらいたいが、いかがか。

A 国保医療課長

- 1 減免は市町村の自主財源が痛むが、制度自体の周知を図っていく。
- 2 市町村に対しては、健康診断の補助金として13億円を予算化しており、必要額の3分の1を補助している。
- 3 収納率の向上、医療費の適正化及び事務の効率化等で保険税への影響を抑えていきたい。やみくもに転嫁はしないが、国保は保険税で成り立つものであり、応分の負担はいただかなければならないと考えている。
- 4 国の調整交付金は制度の変更毎に下がっており、現状維持を強く要望しているところである。

Q 柳下議員

収納率が89%から92%まで示されているが、保険税が払えない方々は生活が苦しくて払えないというケースが多い。国民年金も生活保護以下の金額で生活が苦しい。入院していても国保税が払えず退院もできないという事例も聞くことがある。収納率を上げるために厳しく取り立てるとということについては、よく考えてもらいたい。

本年12月までに広域化方針を策定することで、平成22年度の市町村に対する国の調整交付金の減額措置である15億円が解除されるとのことだが、方針を作れば、その方針に基づいてやりなさいということになる。

市町村の状況はまちまちであり、機械的に実施すべきではない。

そもそも、このような重要な点を議会に諮らないことも問題だ。

A 国保医療課長

滞納者に対しては、実情に応じて減免等により対応していく。収納率は本来100%を目指すものであり、それぞれ各市町村が努力されているものであり、決して県から目標値を押しつけるものではない。

議会に対しては、本委員会で時間をいただいて報告させていただいた次第である。

〈埼玉県水道整備基本構想の改定について〉**Q 柳下議員**

1 段階的に広域化を進めるため、県内を12のブロックに分割したとのことであるが、ブロック分けの根拠はどのようなものか。また、このブロック分けに関して関係自治体の合意は得ているのか。

2 県営水道と垂直統合を進めていくことについて、県営水道の水源に一本化するのか。また、市町村で保有している水源の取扱いはどうするのか。

3 平成21年5月に設立した埼玉県広域化協議会にて協議を進めてきたようだが、市町村から

課題の提示はあったのか。

4 現構想では、平成14年度の1日最大給水量286万 m^3 に対し、平成27年度では311万 m^3 としているが、今後の見通しはどのようなものか。また、直近の実績と比較してどうなっているか。

5 本構想は、今後20年を計画期間としているが、この間の需要水量はどのように見込んでいるか。

A 生活衛生課長

1 ブロック分けについては、市町村の意見を聞きながら、各地域の条件や県営水道の浄水場の位置及び送水管の布設状況を考慮して決定したものである。

2 水源については、現在、県営水道が75%、残りは市町村が保有する地下水などが25%の割合で供給しているところであるが、水需要が減っていく中でもこれらの水源を活用し供給を継続することを考えている。

3 市町村からの課題としては、老朽化施設への対応や耐震化等があった。

4 平成20年度実績値は約266万 m^3 であり、こうした実績を勘案し、平成27年度の予測値は約284万 m^3 と見込んでいる。

5 本想定における需要予測は、平成19年に実施したものである。近年の節水機器の普及に伴う水需要の減少等により、実績値は減少傾向にある。この点に関しては、今後の状況を勘案しながら、見直しも検討していく。

Q 柳下議員

節水機器の普及や少子高齢化等で、将来は水余りになるとも言われているが、いかがか。

A 生活衛生課長

水道水の供給の観点からは、ぎりぎりの供給ではなく、安全率を見込んだ供給能力の保持も必要と考えている。

4 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年12月15日

◆産業労働部関係

Q 山川すみえ議員

- 1 緊急雇用創出基金事業において、基金事業終了後も継続雇用された人数について調査をしているか。
- 2 新聞報道によると、ハローワークを通じて求職者を新規雇用した場合に事業主に補助金が支給されるとのことである。同様に、宮城県や秋田県では、企業が新規雇用した場合に補助金を支給しているが、実態を調査しているか。また、埼玉県でも実施できないか。

A 就業支援課長

- 1 県各部局及び市町村に対し、平成21年度実績を調査した。それによると、県事業では、新規雇用の失業者2,313人のうち203人、市町村事業では新規雇用の失業者2,411人のうち206人が、基金事業終了後も継続雇用された。合計すると、新規雇用の失業者4,724人のうち409人、約8.7%の者が継続雇用された。今後も、事業を実施する中で継続雇用の調査をしていく。
- 2 ハローワークでは、新規雇用の場合にそのような事業があるが、本県では実施していない。宮城県、秋田県の実態を調査したい。

Q 山川議員

継続雇用については、平成22年度も引き続き調査して欲しい。

新規雇用の助成として、秋田県では、賃金の助成という形式で新規高卒者などを採用した場合に実施している。宮城県では採用した事業者に10万円から30万円の助成を行っている。仙台市では、新規高卒者100人を中小企業に橋渡ししている。

また、京都府は4か月間、府に直接雇用して、その間に就職活動ができるようにしている。和歌

山県は6か月間、県に直接雇用し、最長1年働きながら就職活動ができるようにしている。府県で直接雇用しているところもある。今後、是非研究していただきたい。（要望）

〈請願の審査〉

山川議員

「公契約基本法」の制定を求める意見書を国に提出することに賛成の立場から発言する。

野田市の公契約条例の前文には「国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講じることが不可欠である」と記載されている。先ほどの説明のとおり、平成22年までに800の自治体から国に意見書が出されている。そもそも野田市が条例を制定したのは、2005年に全国市長会、関東市長会、千葉県市長会が国において公契約基本法を作るよう決議した後である。国がなかなか制定しないので野田市として制定したのだが、きっかけは、千葉土建からの公契約条例の制定を求める陳情であった。

中小企業の仕事がない中、公が公の事業でワーキングプアを作ってはならない。何よりも低価格で悪質な工事が蔓延しては困る。労働者の生活を守る正当な賃金を公としてきちんと監督できるような公契約基本法が国において制定できるよう、本請願に賛成する。

◆企業局関係

Q 山川すみえ議員

- 1 資料2ページの「最適な浄水方法の実験調査」に記載されている各系列の浄水方法を導入する場合、費用はそれぞれどれくらいか。
- 2 この実験調査の結果、それぞれの系列毎に、これまでにどのような違いが確認されているか。
- 3 資料3ページの、送水管路の更新のための腐食状況調査では、「管の厚さが薄い小口径管の

更新を優先する。」とのことだが、小口径管の占める割合はどれくらいか。

4 浄水場施設の耐震化の最終年度はいつか。

A 水道業務課長

- 1 B系の浄水方法は、新三郷と同じように費用がかかるとすると、残りの施設が230万 m^3 で約600億円である。A系では、最後に膜が必要となるので1100億円かかる。C系では、A系の膜よりはるかに細かい膜で約1兆円と莫大な費用がかかる。しかし、同じような膜の需要が増えているので、今後コストが下がると予想される。
- 2 各系列の浄水効果は、トリハロメタンの除去については、C系のろ過膜が95%、B系のオゾンと生物活性炭が85%、A系の粉末活性炭が55%であった。かび臭の除去については、B系が100%、C系が97%、A系が95%であった。
- 3 小口径管の延長は、約130kmであり、更新が必要な管路265kmに占める割合は約50%である。

A 水道整備課長

- 4 耐用年数の長い物でコンクリート構造物が60年である。吉見浄水場は平成17年稼働、新三郷の二期が平成8年稼働、行田は昭和59年稼働であるので、耐用年数の最終年度としては平成70年～80年頃になる。機械施設等については耐用年数が20年程度であるので、今後も施設更新時に合わせて順次耐震化を図っていききたい。

Q 山川議員

- 1 B系が費用がかからず効果も高いようである。これからの政策になるが、この方式を大久保浄水場に導入するのか。
- 2 平成20年3月に国の耐震基準が明確化され、全ての施設を対象に震度6強の地震に対して対策を図ることになったとのことだが、法律で耐震化の期限はいつまでという規定があるのか。
- 3 小口径管の130kmは、口径が太いものより古い時期に埋設したものか。
- 4 小口径管は、埼玉県水道広域化検討委員会の報告書における12ブロックのうち、どこのブロックに多いのか。

A 水道業務課長

- 1 高度浄水処理を導入するかどうか、また、導入する場合は、どの系列をどこの浄水場に採用するか、最終的に、現在実施している実験の結果だけでなく、水質基準の動向や県民及び受水団体のニーズ、さらにコストも含めて総合的に検討していく。
- 2 耐震化の期限について、法律でいつまでとの規定はないが、国の通知では、平成25年までに終わらせることが望ましいとなっている。ただし、膨大な費用がかかるため、平成25年までには多くの水道事業体で終わらない状況である。今後は、水処理に影響を与えずに補強できるものから耐震化を図っていききたい。
- 3 古い時期に埋設したのは太い管の方である。細い管の方が新しい。
- 4 管の太さは、浄水場を出たところが最も太く、先に行くにしたがって細くなる。したがって、小口径管は、末端の配管であり県内全域に分布している。

5 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2010年12月17日

〈川の再生について〉

Q 柳下礼子議員

- 1 「水辺再生100プラン」について、既に完成している20箇所のほかにも今年度末までに37箇所が完成予定とのことだが、これまでどのように計画を策定してきたのか、また、計画どおり完成するのか。
- 2 元荒川のムサシトミヨの保護について、下水道の整備が有効であると考えているが、生活排水の流入が棲息域を脅かしている。COP10が開催され、希少生物の保護に関心が高まっていることを踏まえ、県は、対策をどのように考えているのか。
- 3 下水道の普及率が1%程度の伸びであるが、川の再生に向けて予算を増やすなどの対応はできないのか。

A 水辺再生課長

- 1 平成22年度の完成箇所の内訳は、新河岸川、荒川、男堀川、加須の中川、高麗川、東秩父の槻川、南小畔川、嵐山の槻川の河川8箇所と農業用水の成田用水である。
また、「水辺再生100プラン」では、地域住民をはじめ、地元市町村及び関係団体で構成されるワーキングチームを結成し、整備内容から維持管理方針までの計画づくりを行っている。現在、概ね計画づくりが完了し、工事に着手している。ほぼ目標どおりに工事が進んでいるが、一部の箇所は、工事用の資材置き場など借地交渉の遅れ等により、完成が平成23年度にずれ込む可能性がある。

A 水環境課長

- 2 ムサシトミヨの保護は重要な課題と考えている。熊谷市は本年3月に生活排水処理基本計画を策定しており、当該地域の1/4が下水道計

画地域で、残りの3/4が浄化槽の整備を進めていく地域としている。浄化槽の整備予定地域では単独浄化槽やくみ取りを使用している家庭も多く残っている。熊谷市はムサシトミヨの棲息している地域には他の地域よりも上乘せの補助をしており、県と熊谷市とで連携して合併浄化槽への転換を進めていきたい。

A 都市計画課副課長

- 3 以前は2～3%の伸び率もあったが、都市部での効率的な整備から郊外部での整備に移ったため、整備の効率が落ちてしまっている。
予算が伸びない中で市町とともに協力して接続率の向上を図り、川の再生に寄与していきたい。

Q 柳下議員

- 4 「水辺再生100プラン」について、目標どおり、ほぼ完成されると考えてよいのか。
- 5 ムサシトミヨは県の魚である。一方で、合併浄化槽を設置するためには、小型車を購入するくらいの金額が必要である。県として、こうした希少種を保護するという観点から助成はできないのか。

A 水辺再生課長

- 4 年度内の完成を目指す、先ほど申し上げたように、平成23年度に一部がずれ込む可能性があるということで御理解いただきたい。

A 水環境課長

- 5 合併処理浄化槽の設置には、本体工事の6割が個人負担で、残りを国、県、市町村で1/3ずつ負担している。熊谷市は個人負担の部分に2割上乘せしているが、それでも30万円以上の負担であり、かなり高額である。県では単独

で処分に係る費用について6万円の補助を出している。

なお、市町村が整備主体となって浄化槽整備を進める、いわゆる「市町村整備型」だと個人負担は1割程度で済む。このような手法の導入はできないか、ムサシトミヨの保護を考え、熊谷市と相談していきたい。

〈意見・提言について〉

柳下礼子議員

- 1 希少野生動植物の種の保護を図り、県民共通の財産として次代に継承するため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づき、川の再生及び下水道普及のために、予算を増額していくこと。
- 2 ムサシトミヨの保護のために地元熊谷市等と連携協力していくこと。

6 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年12月17日

Q 山川すみえ議員

- 1 青少年健全育成条例の一部改正により、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング解除手続が厳格化された。その状況確認のため、携帯電話販売店への立入調査を実施したとのことだが、実施結果はどうだったのか。
- 2 ネットアドバイザーの育成は、今後どうするのか。
- 3 九都県市共同の取組の中で、携帯電話の機能や機種推奨について検討するとのことだが、具体的にはどのようなものを考えているのか。
- 4 ネット上の見守り活動の状況について、高校と特別支援学校が同じ枠になっているが、特別支援学校の状況は分かるか。
- 5 無料と宣伝しているゲームサイト等でも、利用していくと有料になるサイトがあると聞いている。会員制交流サイトやゲームサイト等における被害はどのような状況なのか。また、どのように被害を防止していくのか。
- 6 ネット上の見守り活動の監視件数が、2年目に入り増加したとのことである。この事業は、緊急雇用対策で監視員を雇用して始めた事業だったと思うが、今後はどうするのか。

A 青少年課長

- 1 立入調査は、条例が施行された10月1日か

ら12月上旬にかけて、県内にある携帯電話販売店の全586店舗に対して実施した。調査の結果であるが、フィルタリングの解除手続が厳格化されたことは、ほぼすべての店舗が認識していた。また、インターネットの危険性などの説明義務、説明書の交付義務、フィルタリング解除手続などについては、9割以上の店舗で条例の遵守が確認できたものの、一部の店舗では対応が不十分であったため、立入調査の際に口頭指導を行った。指導を行った店舗には、再度立入調査を実施し条例の徹底を図っていきたい

- 2 今年度ネットアドバイザーを158名養成した。当面、この方々に活動をしていただく予定である。現時点では、来年度新たに養成する予定はない。
- 3 インターネットにつながらない携帯電話や、ホワイトリスト方式によるフィルタリングサービス機能など、年齢や発達段階に応じた携帯電話の推奨を九都県市で協議していきたい。

A 生徒指導課長

- 4 今年度は、特別支援学校において、問題のある書き込み等は発見されていない。昨年度も数件であった。
- 6 委員ご指摘のとおり、緊急雇用創出基金を活用した事業であり、3名を雇用して実施してい

る。この基金は、平成23年度までであるため、来年度は引き続き実施していく。また、生徒に身近なところで活動したほうが、実在する人物であるかどうかや児童生徒の状況を見ながらの活動など、効率的な監視活動ができると考えている。そのため、市町村教育委員会や学校にもノウハウを提供し、独自の取組を行っていただくよう要請していきたい。

A 特別教育支援課主幹

4 特別支援学校の生徒の中には、障害の状況から、保護者がGPS機能付きの携帯電話を持たせている者もいる。この携帯電話については、生徒指導部の教員が、保護者の了解を得た上で問題がないか内容を確認している。また、フィルタリングの普及啓発セミナーを実施するなど、生徒の状況に応じた対応をとっている。

A サイバー犯罪対策センター所長

5 以前は、無料とうたうサイトにある有料コンテンツの利用により、後で多額の請求がなされる事案が多発したが、現在は、有料コンテンツである旨を適切に表示するようになったため、このような被害は減少している。

また、出会い系サイトの被害も減少しているが、プロフィールサイト、ゲームサイト等の非出会い系サイトであっても、出会い目的で利用する者も多く、ここで犯罪被害に遭うケースが増加している。警察庁の「非出会い系サイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析」によると、「被害児童が携帯電話を使ってアクセスしている事犯が9割以上」、「被害児童がフィルタリングに加入していない事犯が9割以上」となっている。

非出会い系サイトについては、児童保護の仕組みや問題のある書き込み等に対する監視体制があるサイトをEMAという団体が認証しており、10月末現在、GREEやmixiなど33団体が認証されている。これらのサイトは、フィルタリングがなされた携帯電話からアクセスす

ると、児童保護コンテンツに誘導する仕組みとなっている。しかし、フィルタリングのない携帯電話では、このような対応ができないため、フィルタリングの普及は徹底していかなければならない。

また、ミニメールという、携帯電話のメールアドレスを知らなくても、同じサイトの会員であれば1対1でやりとりができる機能がある。先ほどの警察庁の調査によれば、「被害者がサイト内のミニメールを利用した事犯が約6割」、「被疑者がミニメールから直接メールに移行した事犯が約9割」との結果があるため、この監視体制を拡充していく必要がある。

また、事業者が成人と児童のアクセスを区分する実効性のあるゾーニングを行うことが必要である。警察としては、これらの対策を併せて推進していきたい。

A 警察本部少年課長

5 少年やその保護者に対する啓発活動も重要である。児童生徒を対象とした非行防止教室において、携帯電話利用の危険性を強く指導していく。また、保護者にはあらゆる機会を通じて、インターネットの危険性に加えフィルタリング利用は親の責務であること、家庭でのルールづくりや親の監視が必要であることなどを強く訴え、携帯電話利用に伴うリスクの認識を高めていきたい。

Q 山川議員

携帯電話の対策については、事業者とのイタチごっこが続いている。また、親は知識が追いつかないし、子どもは知識がないという状況である。対策だけではなく、携帯電話の使用自体を少なくする社会にする必要があると思うが、そのような取組は考えられないか。

A 県民生活部長

携帯電話を持たせないという積極的な活動は把握していない。

ある県外の私学では、これだけ携帯電話が普及すると持たせないというのは現実的ではないとして、学校で機種を統一し、先生が使い方を指導する取組を行っているということがある。

携帯電話には居場所を特定できるGPS機能などの便利な側面もあるので、携帯電話を多くの青少年が所有しているという現状を踏まえると、安全な使い方を啓発していくことが、時代の流れに即していると考ええる。

Q 山川議員

ネット上の見守り活動であるが、各学校となると相当の人数が必要となる。これだけ実績を上げているのだから、県に是非続けていただきたいと考えるがどうか。

A 生徒指導課長

平成23年度は継続するが、平成24年度以降については、今後検討していきたい。

委員長

ほかに発言はないか。

< な し >

委員長

ほかに発言がないので、質疑は終了した。

委員長

次に、ただ今の審査を通じて各委員から意見・提言があれば発言をお願いする。

なお、意見・提言については、すでに御了承いただいているとおり、2月定例会において委員会としての意見・提言を決定する。

それでは、発言をお願いする。

山川すみえ議員

- 1 平成23年度以降も、ネット上の監視活動を継続すること。
- 2 サイバー犯罪の中身やフィルタリングの有効性を、これまで以上に県民に広報するよう努力すること。

7 知事提出議案及び議員提出議案（条例）に対する柳下礼子議員の反対討論

2010年12月22日

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党議員団を代表しまして、第156号議案、第171号議案ないし第173号議案、第175号議案、第177号議案、第118号議案及び議第37号議案に対する反対討論を行います。

最初に、第156号議案は、奥武蔵あじさい館の指定管理者の指定に関する議案ですが、議案では、株式会社グリーンハウスに1年間の期間で随意指定する内容となっています。他の指定管理者の指定が5年間の指定になっているのに対し、1年間の指定というのは異例であり、この施設の民間譲渡を前提としているとしか考えられません。県では、同様の施設が周辺にできて、その必要性が薄れてきているというのが理由のようですが、この施設は、高齢者や障害者が低額で利用できるレクリエーション・休養施設としても人気も高く、

民間に譲渡しなければならない理由はありません。しかも、この施設の建設に当たっては、地元飯能市が給水施設や橋の建設など12億円を超える財政負担をしており、民間譲渡は到底地元を受け入れられる話ではありません。よって、第156号議案については反対であります。

次に、第171号議案ないし第173号議案は、いずれもげんきプラザの指定管理者の指定に係る議案でありますので、一括して討論いたします。

げんきプラザは、改めて申し上げるまでもなく、集団宿泊活動や自然体験活動等を通して、心豊かな青少年の育成と県民の生涯学習活動の振興を図ることを目的として設置された施設であり、教育委員会が責任を持って管理運営に当たるべき性格のものであります。施設の管理運営を民間企業に完全に委ねることは、生涯学習活動に対する教育委員会

の責任を放棄するに等しく、よって、第171号議案ないし第173号議案には反対です。

続いて、第175号議案は「埼玉県国土利用計画の変更について」です。新しい計画では、利用区分ごとの目標面積に加えて、耕作放棄地の解消や森林の整備・保全等の目標を定めているのが特徴ですが、農用地の2020年の目標値は773平方キロメートルと、2008年に比べて43平方キロメートルも少ない計画となっています。このままでは県土面積に占める農用地の割合が2割を切ることも時間の問題であり、農用地については現状を維持する計画とすべきです。

また、計画では、従来の県南中央、県南西部、県南東部という地域区分を改め、県南と圏央道の両地域に区分し、北部と秩父を加えた4地域となっています。問題は、川越市や所沢市、上尾市など19市13町1村を圏央道地域として一くくりにして、圏央道沿線地域に工業用地などを造成しながら企業の集積を図ろうとしていることです。計画では、「工業団地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の防止に努める」とありますが、圏央道沿線には優良農地が多く、幾ら自然環境との調和をうたったところで、工業団地の造成や圏央道へのアクセス道路の建設などを優先する余り、多くの優良農地の転用が避けられないところです。圏央道沿線地域の開発については、極力規制する方向を打ち出し、農業との調和を文字どおり図れる計画とすべきであります。よって、第175号議案については賛成できません。

次に、第177号議案です。これは、埼玉農林業・農山村振興ビジョンの策定について議決を求めるものですが、我が党は、以下の理由により反対です。

第一の理由は、食料自給率の目標が掲げられていないことです。世界の食料需給のひっ迫懸念が顕在化し、カロリーベースで食料の約6割を輸入に依存している我が国では、国民への食料供給の不安定要因が高まっていると指摘しているにもかかわらず、食料自給率の目標を掲げていないので

は、何のためのビジョンでしょうか。

第二の理由は、優良農地の確保と有効利用をうたいながら、優良農地の確保について目標値を設けていないことです。改正農地法では、株式会社等の参入や農業生産法人の要件で規制緩和を行う一方で、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するためとして、農地転用規制の厳格化と農用地区域内の農地の確保を打ち出しています。国は、この法改正を受けて、現況407万ヘクタールの農振農用地を、2020年には415万ヘクタールに増やす方向で基本方針を定めていますが、本県の農林業・農山村振興ビジョンを作成するに当たっては、農振農用地を増やす方向で目標値を明確に定め、学校や病院等に限らず、道路用地なども含めて公共施設への転用を厳しく規制して、優良農地の確保に努めるべきであります。

以上の理由から、第177号議案には反対です。

次に、第118号議案は、平成21年度埼玉県の一般会計及び特別会計の決算認定であります。我が党は、以下の理由により反対するものです。

第一の反対理由は、知事部局一般職員で170人、教育局職員等で33人もの職員定数を削減したことです。とりわけ農林部は89人という大量の定数削減で、穀物や食料の世界的高騰や汚染米問題などを通じて我が国の農業再生が叫ばれている中で、こうした大量の職員削減を強行したことは、埼玉農業の振興に対する県の基本姿勢を疑わせるものであり、生産者や消費者を失望させるものです。

第二の反対理由は、アメリカの金融危機に発した未曾有の経済不況で、中小企業の倒産や失業が増大するなど県民生活がかつてない困難に直面しているにもかかわらず、在宅重度心身障害者手当に新たに年齢制限を導入したり、県立定時制高校の教科書給与・夜食費補助を廃止するなど、行政の支援を最も必要としている方々への支援を打ち切ったことです。

第三の反対理由は、県民の健康と命を守る上での危機管理機能を担っている福祉保健総合センター、保健所の統廃合を進めたことです。とりわけ、人

口30万人を超え国立病院や大学病院といった中核的な医療機関もある所沢市と越谷市から保健所をなくしたことは、感染症対策などの危機管理の上からも重大です。

第四の反対理由は、ハッ場ダム建設や利根川スーパー堤防など事業の効果に対して疑問が持たれている国直轄治水事業に多額の負担を行ったことです。スーパー堤防については、遅ればせながらも国も事業の廃止を口にしてはいますが、ハッ場ダム建設事業についても、治水、利水の両面でその必要性が薄れており、事業の凍結を含めて抜本的に見直すべきであります。

第五の反対理由は、吉見工場や児玉工場で派遣社員の大量雇い止めを行ったカルソニックカンセイに対して、大規模研究施設立地促進補助の初年度分として約1億円を支出したことです。

第六の反対理由は、県立高校の再編整備と称して県立高校の統廃合を推進したことです。

以上述べた主な理由から、第118号議案の決算認定には反対です。

最後に、議第37号議案は、防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の制定であります。我が党は、以下の理由により反対いたします。

今度の条例提案について、提案者からは、7月25日、山岳遭難の救援活動中に不幸にして起きた防災ヘリコプターの墜落事故を受けて、事故の再発を防止するという目的で提案したという説明がございました。しかし、この条例案では、再発防止に役立つどころか、山岳遭難救助に大きな障

害となりかねないと指摘せざるを得ません。

条例案では、附則の中で、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用の遭難者等による負担及びその他の必要な方策について、早急に対応するよう県に求める内容の規定を設けています。しかし、山岳遭難で遭難者が費用負担を求められるということになれば、遭難者は生命に関わるような緊急の事態であっても、救難要請を断念もしくは躊躇せざるを得なくなります。有料化によって死亡事故が増えるような事態は、絶対に避けなければなりません。

また、山岳遭難の救難救助が有料化された場合、本県における山岳スポーツ・レクリエーション活動の萎縮をもたらし、本県の観光業にも大きな悪影響が懸念されます。本県には、奥武蔵や秩父など西部山岳地帯があり、県内はもちろん、首都圏などからも多くの登山客やハイカーが訪れています。こうした登山客やハイカーが山で遭難した場合、後で防災ヘリの出動に要した費用を負担しなければならぬとなれば、どうしても足が遠のかざるを得ないでしょう。本県の山岳スポーツ・レクリエーションの振興の上からも、条例案は有害であると言わなければなりません。

以上申し上げた主な理由から、議第37号議案には反対するものです。

最後に、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手起こる)

8 請願に対する山川すみえ議員の討論

2010年12月22日

日本共産党の山川すみえです。日本共産党県議団を代表いたしまして、請願に対する討論を行います。

まず、議請第19号「旧川里町に係る埼玉県議会議員の選挙区割りの見直しを求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、我が党は、合併特

例や小選挙区特例を設けることなく、市、郡を基本にして選挙区を設けるべきであると考え、採択を求めます。

続いて、議請第20号「『公契約基本法』の制定を求める意見書の提出について」は、現行の労働基準法や最低賃金法などの労働関係法の遵守を徹

底させることにより対応できるとして不採択とされていますが、採択を求めます。

長引く経済不況の中で、受注競争は激化し、指し値のまん延で賃金が切り下げられ、中小零細業者の生活危機が深刻化しています。埼玉県の最低賃金は750円と、一か月働いても生活保護基準と変わらない水準であり、労働基準法を遵守させるべき労働基準監督署も、国の公務員削減政策の下で十分に企業を監督する体制を持っておりません。労働条件の遵守を国任せにするのではなく、自治体としても労働者の最低限の生活を支えるための施策を講じるべきです。この観点から、千葉県市長会、関東市長会、全国市長会では、国に対して公契約基本法策定を求める決議を行っているところです。

以上の理由から、議請第20号の速やかな採択を求めます。

続いて、議請第23号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願」について、委員長報告では、「小・中・高すべてを30人以下にすることは現実からあまりにもかけ離れ過ぎており、責任ある委員会として採択はできない」などとして、不採択としております。しかし、経済協力開発機構、OECD調査によると、加盟国の小学校の1クラス平均は21.4人、それに対して日本の平均は28.2人と大きく上回り、韓国、チリに次いで、31か国中第3位だ。世界の現実から大きくかけ離れているのは、日本のクラス人数の方であります。文科省も来年度から小学校1年生の35人学級化の方針を固めたと報道されている今こそ、早期の実現に向かって段階的に少人数学級を広げていくべきだと考えます。

また、委員長報告では、「教材費・給食費をすべての家庭に無償にするよう求めているが、むしろ最低限の自己負担は必要である」としております。現在、公立小中学校であっても、修学旅行まで含めると年間10万円を超す重い負担を家庭に課しています。日本国憲法第26条は、すべての国民に教育を受ける権利を保障し、義務教育は無償とするとしており、委員長報告のように憲法か

らかけ離れた現実を肯定するのではなく、早期に是正すべきと考えます。

以上の理由により、議請第23号の採択を求めます。

続いて、議請第24号「県政調査費の領収書等証拠書類について全面添付を求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、情報公開条例以上の非公開部分を設けることは、到底県民の理解を得られないと考え、採択を求めます。

議請第25号「県政調査費の活動報告書・視察報告書を作成し公開を求める請願」について、「必要なことは、調査研究の成果を、一般質問や委員会での質問、討論等を通じて県政に反映させることである」、「視察については、既に行程表や経費の内訳を添付して、透明性の確保を図っている」として不採択としておりますが、採択を主張いたします。

請願者は、既に一般質問や討論の内容や公開されている視察の行程表や経費の内訳表を踏まえた上で、県政調査活動のより詳細な報告を求めているものです。月々50万円という決して少なくない県政調査費に対して、具体的で詳細な報告を求めることは至極当然なことと考えます。

議請第26号「馬淵国交相の『(八ッ場ダム建設の)中止の方向性という言葉に言及しない』との発言について、国民と関係自治体に説明を求める請願」について、委員長報告では、「ダムの検証及び本体工事に向け、当然の道筋に立ち戻ったと言えることから、改めて説明を求める必要はない」として不採択としておりますが、採択を求めます。

馬淵国土交通相は、10月6日に請願の発言を行う一方、その前日の10月5日には、八ッ場ダムの建設根拠となっている利根川水系河川整備基本方針の根幹である基本高水流量2万2,000トンの算出根拠が確認できないと発表しています。計画の根幹である基本高水流量に算出根拠がないとするなら、八ッ場ダムをはじめとする利根川水系の治水対策の妥当性そのものが失われる大問題です。このような大問題を公表した翌日に、「中止の方向性という言葉に言及しない」と逆の方針を

発表した馬淵国土交通相の対応に疑問を抱き、十分な説明を求める請願の趣旨は至極当然です。妥当です。我が党は、今、国交相がすべきことは、なぜ算出根拠のない基本方針がまかり通り、ダム建設が無理やり推し進められてきたのか、十分な調査の上で国民に説明することだと考えております。

最後に、議請第27号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への加入に反対する請願書」について、委員長報告では、「国に対し拙速に判断することなく、慎重を期すよう強く求めていくべき」として、不採択としておりますが、採択を求めます。

TPPに日本が参加することによって、食料自給率が13パーセントに落ち込むと試算されていることは、一般質問でも指摘したとおりです。菅

首相は、TPPと農業再生の両立をと繰り返していますが、農家1戸当たりの肉用牛でアメリカの規模を超え、経営耕地面積でEUを超えて大規模化している北海道ですら、TPP参加で壊滅的打撃を受けることが北海道庁の試算で明らかです。既にこれだけの深刻な影響試算が公表されているのですから、慎重を期すよう政府に求めている場合ではありません。埼玉県農業協同組合中央会も、知事と議長あてに、TPP交渉への参加断固阻止を国に働き掛けるよう求めた要請書を提出しております。各地で県を挙げての参加反対の大運動が広がっております。農業は、国の根幹です。本県でも本請願を採択して、TPP絶対反対の強固な意思を国に対して表明しようではありませんか。

以上で請願に対する討論を終わります。ありがとうございました。（拍手起こる）

9 議員提出議案（条例及び意見書）に対する柳下礼子議員の反対討論

2010年12月22日

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党議員団を代表しまして、議第38号議案「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」及び議第46号議案「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書」に対する反対討論を行います。

最初に、議第38号議案について、我が党は以下の理由により反対するものです。

有権者の意思が最も民主的に反映できる定数と選挙区を定めることは、選挙の公正と県議会に対する県民の信頼を獲得する上で不可欠であり、県政の充実と発展にも寄与するものであります。

しかし、本県においては、1票の格差が2倍以上の選挙区が長年にわたって放置されているほか、人口の少ない選挙区の定数より人口の多い選挙区の定数のほうが少ないという逆転現象も解消されていないなど、選挙の公正を著しく害する事態が続いています。また、市町村合併によって、本来

ならば1つの選挙区に統合されるべき市域が、合併特例や衆議院議員小選挙区特例によって複数の選挙区に分断されたままの行政区も少なくありません。こうした憲法が定める平等の原則や選挙の公正に反するような事態を、様々な理屈をつけてこれ以上放置することは許されないことです。

こうした立場から、この条例改正案について検討した場合、小選挙区特例や合併特例を適用した選挙区について、郡市を選挙区とする原則に戻して、選挙区の分断を解消したことや逆転区の解消を図った点は評価できるものの、1票の格差2倍以上の選挙区を10選挙区も残していることは重大な欠陥と言わなければなりません。東京都議選に係る86年2月の東京高裁の判決でも、「法の趣旨は、できる限り1対1の数値であるべきことを要求している」、「人口比例原則の緩和の程度は、1対2を超えることは許されない」と格差を一对二未満にすべきことを明瞭に示しています。

また、改定案では、議員定数を減らし90とし

ていますが、現行の94でも法定上限数に対する削減率は、岐阜県に次いで二番目に高く、これ以上の削減は、多様な民意を議会審議に反映させる上からも賛成できません。

よって、議第38号議案については反対するものです。

次に、議第46号議案ですが、子ども手当は、子育て支援の一環として今年度は民主党がマニフェストに掲げた月2万6,000円の半額を支給いたしました。我が党は、子ども手当が扶養控除廃止など子育て世代に対する増税を財源としていること

などを批判しつつも、子育て世代の経済的負担を軽減するという立場から賛成しております。本意見書は、全額国庫負担を原則とする制度設計ができないのであれば、子ども手当を廃止するよう求める内容であります。国と地方の負担割合をめぐる対立を理由に子ども手当の支給をやめるというのは、この問題を政争の具に利用するもので、賛成できません。

よって、本意見書には反対です。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手起こる)

10 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（会派で態度が異なるもの）

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
第118号	平成21年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	認定
第156号	指定管理者の指定について（埼玉県奥武蔵あじさい館）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第171号	指定管理者の指定について（埼玉県立長瀬げんきプラザ）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第172号	指定管理者の指定について（埼玉県立おがわ元気プラザ）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第173号	指定管理者の指定について（埼玉県立神川げんきプラザ）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第175号	指定管理者の指定について（埼玉県国土利用計画の変更について）	×	○	○	○	○	○	原案可決
第177号	埼玉農林業・農山村ビジョンの策定について	×	○	○	○	○	○	原案可決